

<質問と回答>

資料種別	該当箇所	質問内容	回答
資料1 募集要項	P.3 3 施設の管理運営 (4)その他 ④利益の配分	利益とは、税引き後の利益か。	本市に納付いただく金額は税引き後になります。
	P.3 3 施設の管理運営 (4)その他 ⑤ネーミングライツパートナー企業に関する提案	契約期間の途中で単体から複数団体企業の共同体への契約主体の変更は可能か。	愛称やその使用期間及び契約金額に変更がなく、且つ共同体の構成員について「東成区民センターネーミングライツパートナー募集要項」に記載の応募資格等が確認されれば、手続きを経て可能です。
	P.4 3 施設の管理運営 (4)その他 ⑥管理運営における留意事項 イ	現在の目的外使用許可にはどのようなものがあるか。またその際の使用料は年額いくらになるか。	現在当区では目的外使用許可の事例がございません。利用者からの要望や施設の実情等を勘案し、施設本来の設置目的を損なわない範囲で必要が認められれば、本市が許可します。その場合、競争性を働かせたうえで事業者を選定します。
	P.4 3 施設の管理運営 (4)その他 ⑥管理運営における留意事項 エ	「必要最低限の消耗品を用意してください。」とあるが、これは職員用との理解でいいか。また、消耗品とは非常食等を指すのか。もしくは、資機材等を指すのか。	様々な災害や事故の起こる可能性があり、その都度管理運営における最低限必要な消耗品について、協議のうえ御用意いただきます。この度の感染症対策ではビニールシートや消毒用品(これらは市側も用意)、非接触体温計が例になります。
	P.4 3 施設の管理運営 (4)その他 ⑥管理運営における留意事項 キ	「会館の管理業務に関わる収入及び支出については、法人等の口座とは別に、管理業務用の独立した口座で管理して下さい」とあるが、会計ソフトにおいて区分経理し管理できていれば、独立した口座で管理する必要はないか。管理業務用の独立した口座管理について、管理業務の範囲は施設使用料などの利用者に対するものと考えていいか。(代行料は法人口座)	原則、指定管理業務に係るものは独立した口座で管理して下さい。ただし、指定管理者の実情等に鑑み、本指定管理業務の部分にかかる収支が明瞭かつ容易に把握出来る方法を以て代えることは可能です。利用者に対するものだけでなく、本指定管理業務全般の収支が対象です。
	P.4 3 施設の管理運営 (4)その他 ⑥管理運営における留意事項 コ	指定管理者に選ばれた場合、事務所スペースは私どもの団体だけで使用できると考えていいか。	本件業務以外にも、大阪市が委託する事業等で事務室等、事業の実施に必要なスペースを共用で使用する場合があります。
	P.7 7 指定管理者として果たすべき責任 (7)事故等への対応	「事故、災害等に対応するための体制を整備」とあるが、自然災害に関しては、少なくとも施設の供用時間内に発災した場合に対応できる体制を整備すれば足りるという理解でいいか。あるいは、供用時間外に発災した場合についてもすべて指定管理者において対応できるような体制の整備を要するか。	一義的には施設の供用時間内に発生した場合の体制を整えていただきますが、区民センターは区における非常災害時の災害ボランティアセンターでもあり、場合によっては本市と連携の上、本来の供用時間外への対応をお願いする可能性もあるため、そうした非常災害時の連絡や対応も想定して下さい。
	P.10 10 提案を求める内容 (1)管理運営 ①施設の管理運営 ウ職員体制について	現行指定管理者の職員の配置計画及びローテーションを開示されたい。	御提案いただく内容ですので回答を差し控えさせていただきます。
	P.11 12 提出書類	提出書類の様式については、条件を満たしてる様式であれば問題ないか。	結構です。
	P.12 12 提出書類	「法人の登記事項証明書」について、当法人の役員改選に伴い登記事項の変更を9月以降に予定している。変更次第、再提出する必要はあるか。	提出期限時点の内容で結構です。
	P.16 13 危険負担 ※1	「本市は、指定管理者に対する休業補償を行わない」とあるが、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止対応のような長期の業務停止命令が下された場合や利用定員の制限による利用料金の半額還付などがあった場合でも、その補償について市側と協議を行うことはできないか。	休業補償は行いませんが、利用料金収入減による業務代行料の補填等については協議事項となります。
	P.17 13 危険負担 ※6 選挙対応	過去5年間の選挙対応について、実際に生じた各選挙毎の使用制約期間を開示されたい。	平成31年参院通常選、30年統一地方選、28年参院通常選及び27年市長・知事選において、投票日を挟み準備から撤収まで5日間 大ホール及び控室3室を使用、加えて30年統一地方選は立候補者受付に2.5日間 大ホール及び控室1室を使用しました。
	P.17 13 危険負担 ※6 選挙対応	「選挙対応に伴いホール等の使用制約期間が生じ、その間のキャンセル対応等の事務が発生する可能性があるが、それらに対するの補償は行わない」とあるが、使用制約期間とはどのようなことか。また、キャンセル対応等の事務とはどのようなことか。	「使用制約期間」は上記参照。「キャンセル対応事務」は、選挙日程が決定する前に当該の会場を予約された申込者に対し、予約の取消しを依頼するものです。急遽選挙が実施されるような場合は、他の公共施設を会場にすることもあります。
	P.17 15 保険加入	現指定管理者が加入している保険の付保内容及び保険料を開示されたい。	別紙1の通り
P.19 17 指定管理予定者の選定 (2)選定方法	「申請者による提案内容のプレゼンテーション」とあるが、現在におけるプレゼンテーションの予定日、所要時間、参加可能人数等は。	未定であり、申請事業者様あて改めて連絡させていただきます。	

資料2 仕様書	P.4 2 施設運営業務 2-1 貸館業務	窓口には供用時間内は2名程度配置とあるが、休憩や巡回等で一定の時間1名になってもいいか。	結構です。
	P.4 2 施設運営業務 2-1-1 主たる貸館業務	「予約・予約取消等受付業務(本市が経費を負担する『区役所附設会館等予約システム』を使用すること)」とあるが、従来の「スケジュール管理システム」からの主な変更点は。	現行システムでは利用者は施設の空き状況等をWEB上で確認できるのみで、施設の使用申込については附設会館の窓口での受付、FAXでの申込のみとしています。一方、新システムでは利用者の利便性向上を目的として、WEB予約機能を実装することとしています。また、使用に当たっての利用料金の支払い方法についても従来の窓口払い若しくは口座振込に加えて、コンビニエンスストアでの決済を可能とすることとしています。(新システムについては現在構築中のため、上記内容については現時点での予定となります。)
	P.5 2 施設運営業務 2-1-2 業務詳細 (3)使用の許可	「この施設の利用率については、指定期間を通じて達成すべき努力目標65.0%以上となるようにするとともに、成果指標としては、利用者が満足と感じる割合を80%以上とすること」とあるが、これらの目標は指定管理期間の最終年度までに達成すべき数値という理解でいいか。	お見込みの通りです。
	P.6 2 施設運営業務 2-1-2 業務詳細 (5)利用料金の收受、還付、減免	利用料金については、市側の承認を得て設定をすることになるとは思うが、利用率向上策の一つとして、利用率の低い部屋の利用料金を下げる等の提案をおこなうことはできないか。もし提案が可能である場合は、弊社で独自に利用料金表を作成し、提案書に記載すればいいか。	条例に記載の上限額の範囲内で利用料金の検討をお願いします。収支計画において料金設定に関するお考えをお示しいただくこととなります。
	P.6 2 施設運営業務 2-1-2 業務詳細 (5)利用料金の收受、還付、減免	「本施設は、区における地域コミュニティの振興を目的として設置された施設であり、その目的に沿った活動を行うと区が認める団体が行う事業については、利用料金の減免を行うこと」とあるが、利用申請内容が減免規定の対象にあたるかどうかの判断は指定管理者がおこなうということか。それとも、判断は区がおこない、その判断に基づいて指定管理者が利用料金の減免をおこなうということか。	区が設ける要綱等に基づき指定管理者で減免を実施していただくこととなりますが、疑義のある場合は区側と協議して下さい。
	P.7 2 施設運営業務 2-1-2 業務詳細 (9)その他	舞台技術者の派遣について、指定管理者にて料金を変更することは可能か。	市側で当該の料金を定めてはおりません。指定管理者が舞台技術者を用意される場合その料金は任意に定めていただくこととなりますが、利用者が別の事業者を希望する場合はそれに応じ、本市の利用に際しては他の事業者と比較見積のうえ選択させていただくこととなります。
	P.8 3 施設管理業務 3-1 点検等業務 (1)基本業務の範囲 (ア)～(ク)	現在、再委託している各点検等会社名及び過去3年間の委託金額(年額税込)を開示されたい。(令和3年度から大阪市の直接委託となるものを除く)。過去3年間の第三者委託状況をご教示ください。	別紙2の通り
	P.8 3 施設管理業務 3-1 点検等業務 (オ)清掃	1日当たりの清掃員の配置人数及び配置時間帯を開示されたい。	1日につき1～2名の配置で、午前7時から午後5時45分の間に当該清掃業務を完了することという仕様で第三者へ発注しています。
	P.8 3 施設管理業務 3-1 点検等業務 (オ)清掃	現行でトイレトペーパーやポリ袋の使用量は年間どれくらいになるか。	概算で、トイレトペーパーは60ロール入りが84箱、ポリ袋は45Lサイズが1,200枚でした。
	P.10 4 地域のコミュニティ振興に寄与する事業	「指定管理者はコミュニティづくりに関する普及啓発、情報の収集及び提供に取組むこと」とあるが、これらに該当する「目的事業」を自主事業とは別に提案する必要があるという理解でいいか。	事業計画(様式5)及び収支計画(様式6)について、各々の様式中に自主事業の欄を設けており、目的事業との別を明確にして御提案下さい。様式を用いない場合もこれに則ってお書きください。

	<p>P.10 4 地域のコミュニティ振興に寄与する事業</p>	<p>「この事業については、……、自主事業とは異なるものである」とあるが、目的事業に該当するための要件等、自主事業との差異は。</p>	<p>○目的事業 (定義) ・施設の設置条例において定める施設の目的達成のための事業 ・当該公の施設を活用して本市の施策目的を実施するための事業 (業務内容) ・本市が仕様書で明記した業務 ・仕様書に基づき指定管理者が企画した業務 ○自主事業 指定管理者の独立採算として実施するものであり、事業により生じる収入は指定管理者の収入となります。 (定義) 施設の設置目的に沿って管理業務の効果的な実施に影響を与えない範囲内において実施する事業 (業務内容) 設置目的達成に寄与する事業 ・コミュニティ活動の振興 ・地域における文化の向上 ・福祉の増進 ・市民相互の交流の促進</p>
	<p>P.10 5 電子決済への対応</p>	<p>収納代行事業者から指定管理者への利用料金の振込日や、利用料金データの受け渡しなど「具体的な運用の流れ」は、どのような日程・形式になるのでしょうか。指定管理者の利用料金管理システム等に対応したデータを受け取ることができるか。</p>	<p>月末締め翌4営業日に利用料金の振込金額をシステム上で確認することができ、PDFで振込通知書をダウンロードすることができます。 利用料金から月額使用料1,100円(税込)を減じた金額が翌月20日に振込まれます。 なお、利用料金が月額使用料1,100円(税込)より少ない場合は、収納代行事業者が発行する納付書により差額を支払うこととなります。 コンビニエンスストアで入金後、数分から数時間以内に入金情報がシステムに反映されます。なお、指定管理者の利用料金管理システム等がどのようなシステムかわかりかねますが、本市システム以外への対応の予定はございません。(本市新システムについては現在構築中のため、上記内容については現時点での予定となります。なお、収納代行事業者によって異なる場合があるため、参考情報になります。)</p>
	<p>P.11 5 電子決済への対応</p>	<p>電子決済に係る初期費用やシステム基本使用料に含まれる内容について、コンビニで収納するための帳票の経費や、収納代行事業者から指定管理者への利用料金の振込に係る経費は、初期費用やシステム基本使用料に含まれるのか。</p>	<p>初期費用は初回申し込み時の登録事務手数料になります。システム基本使用料は収納代行事業者から指定管理者への振込み手数料などの収納代行に必要となる毎月の経費になります。 コンビニエンスストア収納はペーパーレス方式を採用しており、Web予約の場合は利用者自身でスマートフォンの画面で払込票を表示させたり払込票番号を控えてコンビニエンスストアで支払うことができます。 (収納代行事業者によって異なる場合があるため、参考情報になります。)</p>
	<p>仕様書別表 業務基準</p>	<p>日常廃棄物収集・運搬業務について、現在の契約数量に応じた按分を開示されたい。</p>	<p>令和元年度の実績は別紙3の通り</p>
<p>資料9</p>	<p>利用率等</p>	<p>①利用率について、利用時間帯別の利用率を開示されたい。 ②項目に記載されている「ホール」は大ホール・小ホールおよび控室5室との認識でいいか。同様に、「会議室」は集会室5室を、「特別室」は調理実習室・アトリエ・スタジオの3室を指したものであるという認識でいいか。 ③過去5年間における減免団体の年間利用件数・利用率及び年間減免金額を開示されたい。</p>	<p>①利用時間帯別の利用率については現今データがございません。 ②「ホール」は大ホール・小ホール、「会議室」は集会室5室、「特別室」は調理実習室・アトリエ・スタジオの3室です。 ③仕様書P.12参照。減免額は令和元年度16,721千円、平成30年度11,892千円、29年度20,848千円、28年度19,790千円、27年度23,980千円。</p>
	<p>修繕費実績</p>	<p>①修繕費についての開示があるが、それぞれの年度ごとの修繕予算について開示されたい。 ②令和3年度修繕見込み分は、指定管理者実施予定分か。そうであれば、修繕予算を示されたい。 ③東成区役所若しくは大阪市民局で実施された修繕業務があれば過去3年分を開示されたい。 ④令和3年度以降で、大規模改修工事の予定はあるか。</p>	<p>①令和2年度880千円、元年度2,111千円、平成30年度346千円(年度途中で光熱水費の大幅な減額が見込まれたため、実行で修繕費に充当)、29年度878千円、28年度216千円、27年度216千円 ②「令和3年度修繕見込み」としてお示しているのは指定管理者で実施していただく予定分になります。3年度予算は未定ですが、概ねこの見込みに沿った計上を検討中です。 ③<令和元年度> ・エレベーター修繕 757,680円 <平成30年度> ・エレベーター修繕 453,760円 ・自動ドア修繕 91,238円 ・エレベーター修繕 91,394円 <平成29年度> ・ホール吊り天井工事130,798,270円 ・自動扉修繕 223,949円 ・エレベーター修繕 70,139円 ④今のところございません。大規模な改修工事等は別途市側で予算を組みます。</p>

資料12	令和元年度 東成区民センター管理業務業務報告書	<p>①収支報告書の記載数値は、複合施設内での按分後の数値という理解でいいか。</p> <p>②令和元年度の収支報告書の中で事務費(賃借料)の内訳があれば開示されたい。また、賃借料で指定管理者が変更になった場合引き継ぐものがあれば開示されたい。</p>	<p>①お見込みの通りです。</p> <p>②コピー及びスキナーの複合機のみです。引き継がれねばならないものはありません。</p>
その他		<p>①収支報告書の平成29年度及び平成30年度分を開示されたい。</p> <p>②アンケートの結果を過去3年間分、開示されたい。</p> <p>③現指定管理者からリース等引き継ぐような項目があれば開示されたい。</p> <p>④ピアノの調律技術者派遣料金について、指定管理者にて料金を変更する事は可能か。</p>	<p>①別紙4の通り</p> <p>②別紙5の通り</p> <p>③リース等で引き継がれねばならない事項はございません。</p> <p>④市側で当該の料金を定めてはおりません。指定管理者がピアノ調律師を用意される場合その料金は任意に定めていただくこととなりますが、利用者が別の事業者を希望する場合はそれに応じ、本市の利用に際しては他の事業者と比較見積のうえ選択させていただくこととなります。</p>
		新型コロナウイルスにより臨時休館となった場合、利用料金収入が減額となるが、その補填は市側で行われるか。	補填については「募集要項 13危険負担 共通 不可抗力」に記載の通りです。
		現在、使用料が半額となっているが、令和3年度以降も引き続き実施されるか。また、引き続き実施される場合の補填は市側で行われるか。	現在の「新型コロナウイルス感染症にかかる本市施設の使用料・利用料金の減免措置」の適用については令和3年3月31日までです。令和3年4月以降については現時点では未定です。補填については「募集要項 13危険負担 共通 不可抗力」に記載のとおりです。
		令和元年と令和2年の7月分の利用率と使用料収入を開示されたい。(令和2年の使用料収入は半額減免前の金額を開示されたい。)	<p><令和元年度7月分> 使用料収入:1,790,130円 現年度還付金額:96,030円 利用率:ホール71.5% 会議室74.8% 特別室40.4% 計56.6%</p> <p><令和2年度7月分>※半額減免前金額 使用料収入:1,850,070円 現年度還付金額:150,280円 利用率:ホール17.2% 会議室48.3% 特別室6.1% 計21.7%</p>
		使用料金制度から利用料金制度に変更されるが、お客様が記入する紙の申込書の控えは、使用料金制度の時とは異なり、区役所宛送付しなくてもいいか。	申込書の控えは区役所にご提出ください。